平成２８年（フ）第１４０号
佐賀市南佐賀１丁目６番８号
債務者　溝口　隆規
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
佐賀市南佐賀１丁目６番８号
債務者　溝口　忠秋
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
群馬県太田市安良岡町544番地２　セレッソ203号、前住所群馬県太田市東新町319番地３　グラヴェールＡ―101号
債務者　谷口　　崇
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県小野市中町319番地の６　幸成マンション401
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２８４号
北九州市小倉北区中津口２丁目１番80―201号
債務者　前田ロサリこと　ＭＡＥＤＡ　ＲＯＳＡＬＩＥ　ＣＡＭＢＡＹ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏崎　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２号
仙台市青葉区川平４丁目28番31号　ドルフ川平104
債務者　大島　和子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
仙台市泉区館２丁目22番地の14
債務者　遠藤　博子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
仙台市宮城野区銀杏町39番９号
債務者　土田　裕子（旧姓嶋川）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
宮城県塩竈市石堂１番25号　ソレアードⅡ201号、従前の住所宮城県多賀城市宮内１丁目２番35号　コーポプロスパ105号
債務者　佐藤　拓哉
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
群馬県前橋市富士見町小暮2337番地７
債務者　上原　　厚
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
群馬県前橋市富士見町小暮2337番地７
債務者　上原けさ江
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号
滋賀県彦根市野田山町813番地（202号）、前住所滋賀県彦根市長曽根町８番５号
債務者　太田　　徹
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１号
北海道新冠郡新冠町字本町36番地の11
債務者　松橋　俊明
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
青森県八戸市大字鮫町字繞久保27番地３
債務者　堀内久美子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
岩手県遠野市東舘町７番５号
債務者　菊池　トミ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
茨城県ひたちなか市大字高場1931番地の36
債務者　塩野　清昭
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５０号
茨城県笠間市泉2044番地４　リアン・ファミーユ106
債務者　才津　美弥（旧姓川俣）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所